

株式会社P R T I M E S

定 款

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社PR TIMESと称し、英文では、PR TIMES Corporationと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）広報の企画、制作および広報代理業務
- （2）広告宣伝の企画、制作および広告代理業務
- （3）インターネットを利用した各種情報処理サービスおよび情報提供サービス
- （4）デジタルコンテンツの企画、制作、配信および販売
- （5）インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営およびその仲介業務
- （6）コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入およびその仲介業務
- （7）各種マーケティング業務
- （8）前各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託
- （9）子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務
- （10）上記各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関構成）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法による。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第11条（基準日）

1. 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、同項の株主の権利を害しないときは、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換または吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
3. 第1項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第12条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第13条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第14条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集し議長となる。
2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

第17条（株主総会の決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがあるときを除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役の員数は10名以内とする。

第21条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を定め、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがあるときを除き、代表取締役社長が招集し議長となる。
2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。
3. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名・押印または電子署名をする。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 29 条（取締役の報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役の員数は 3 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 33 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、退任した監査役の任期の満了すべき時までには、第 35 条第 4 項の定めにより、補欠監査役の選任の効力が失われた場合には、補欠として選任された監査役の任期は、補欠監査役の選任の効力が失われた時までとする。

第 34 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条（補欠監査役）

1. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになるときに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条（監査役の選任）の規定を準用する。
3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠監査役の選任の効力は、選任決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 36 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

第 37 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名・押印または電子署名をする。

第 39 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 41 条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 42 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 43 条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 44 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

第 45 条（剰余金の配当等）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会決議によって定めることができる。

第 46 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 47 条（配当金等の除斥期間）

配当財産は、交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

(制定および改定の履歴)

平成 17 年 12 月 14 日

平成 18 年 6 月 23 日

制定

第 5 条（発行可能株式総数）、第 7 条（株式の譲渡制限）、第 9 条（株式取扱規則）、第 10 条（株主総会の招集）、第 12 条（決議の方法）、第 18 条（任期）、第 23 条（取締役会の決議方法）、第 24 条（報酬）、第 28 条（任期）、第 29 条（報酬）、第 30 条（事業年度および決算期）、第 31 条（期末配当金）、第 32 条（期末配当金の除斥期間）改定

第 6 条（株券の不発行）、第 14 条（取締役会の設置）、第 24 条（監査役の設置）、第 26 条（範囲）の新設

平成 19 年 2 月 1 日

平成 20 年 5 月 28 日

平成 20 年 10 月 28 日

平成 25 年 3 月 2 日

平成 26 年 5 月 29 日

第 1 条（商号）改定

附則の文言に基づく削除

第 2 条（目的）改定

第 5 条（発行可能株式総数）の改定

第 2 条（目的）改定

平成 26 年 7 月 16 日

第 1 条（商 号）、第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（株券の発行）、第 10 条（株式取扱規則）、第 12 条（招集権者および議長）、第 13 条（株主総会の決議方法）、第 16 条（取締役の員数）、第 17 条（取締役の選任）、第 18 条（取締役の任期）、第 19 条（代表取締役および役付取締役）、第 20 条（取締役会の招集権者および議長）、第 21 条（取締役会の招集通知）、第 22 条（取締役会の決議方法）、第 25 条（取締役の報酬）、第 5 章 監査役および監査役会、第 27 条（監査役の員数）、第 28 条（監査役の選任）、第 29 条（監査役の任期）、第 35 条（監査役の報酬）、第 37 条（事業年度）、第 39 条（期末配当金等の除斥期間）改定
第 4 条（機関構成）、第 15 条（株主総会の議事録）、第 23 条（取締役会の議事録）、第 24 条（取締役会規則）、第 26 条（取締役の責任免除）、第 30 条（常勤監査役）、第 31 条（監査役会の招集通知）、第 32 条（監査役会の決議方法）、第 33 条（監査役会の議事録）、第 34 条（監査役会規程）、第 36 条（監査役の責任免除）新設
旧第 14 条（取締役会の設置）削除
第 5 条（公告の方法）、第 8 条（株式の譲渡制限）、第 9 条（基準日）、第 11 条（株主総会の招集）、第 14 条（議決権の代理行使）、第 15 条（株主総会の議事録）、第 4 章 取締役および取締役会、第 38 条（期末配当金）、（制定および改定履歴）
上記条項の新設、削除に伴う各条項番号の改定ないしは、各条文の字句の統一（及び→および、又→また等）および句読点の修正

平成 27 年 1 月 14 日

平成 27 年 5 月 27 日

第 6 条（発行可能株式総数）の改定
第 2 条（目的）の改定、第 10 条（株主名簿管理人）の新設、第 11 条（株式取扱規則）および第 25 条（取締役会規程）の改定

平成 27 年 8 月 26 日

第 5 条（公告の方法）、第 6 条（発行可能株式総数）の改定、
第 7 条（自己の株式の取得）の新設、
第 8 条（単元株式数）の新設、
第 9 条（単元未満株式についての権利）の新設、
第 10 条（基準日）の改定、
第 13 条（株主総会の招集）の改定、
第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の新設、
第 6 章 会計監査人の新設、
第 44 条（中間配当金）の新設

平成 28 年 5 月 25 日

第 34 条（補欠監査役）の新設

平成 30 年 5 月 23 日

上記条項の新設に伴う各条項番号の改定

令和 2 年 5 月 26 日

第 19 条（取締役の員数）、第 21 条（取締役の任期）の改定

令和 2 年 8 月 5 日

第 6 条（発行可能株式総数）の改定

令和 4 年 5 月 25 日

第 6 条（発行可能株式総数）の改定

令和 5 年 3 月 1 日

第 14 条（電子提供措置等）の改定および附則の追加

令和 5 年 5 月 24 日

附則の削除

令和 6 年 5 月 29 日

第 1 条（商号）の英語表記の改定

第 10 条（単元未満株式の買増請求）、第 33 条（監査役の任期）、第 45 条（剰余金の配当等）、第 46 条（剰余金の配当の基準日）新設・部分的な追加

第 9 条（単元未満株式についての権利）、第 11 条（基準日）、第 15 条（電子提供措置等）、第 16 条（招集権者および議長）、第 24 条（取締役会の招集権者および議長）、第 30 条（取締役の責任免除）、第 35 条（補欠監査役）、第 47 条（配当金等の除斥期間）改定

上記各変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現を変更

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 6 年 5 月 29 日

東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号

株式会社 P R T I M E S

代表取締役 山 口 拓 己